



News Letter

平成30年1月5日
発行
第51号

新年ごあいさつ

明けましておめでとうございます。
ご家族お揃いで希望に満ちた新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
本年も皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)
飯塚 俊哉

医療現場における労働災害と予防・対策 4. 医療現場での労災事故 ①針刺し、腰痛

今回は、医療現場における労災を防ぐ活動を進める上での考え方について説明しました。
今回は医療の現場で発生しやすい労災事故の種類と、具体的な防止対策を説明します。

1. 針刺し、切創

いつかは
お役に
立ちま
す

針刺し事故や切創事故は、古くから医療の現場で多く発生する事故として知られています。単に事故の被害者がケガをするということに止まらず、感染症に罹患した患者の血液等に接触することによって、院内感染の発生リスクもあります。

具体的な予防策としては、医療安全対策マニュアル等にも示されている通り、手袋着用、注射針は原則的にリキャップしない、事前に感染症患者を把握するなどがあります。

しかし重要なのは、針刺し・切創事故は労災である、という認識を持つことです。たとえ事故を起こした本人の不注意が主要因であったにせよ、労災事故が起こった以上、事故報告や補償、再発防止対策など、適切な対応を講じなくてはなりません。

2. 腰痛

腰痛は多くの方が持病として抱えており、一般的に腰痛で労災申請できるという認識を持つ人が少ない傾向があります。

しかし社会福祉施設や医療保健業などの保健衛生業において発生している業務上疾病の約8割が腰痛である上に、上記のように腰痛と労災が結び付きづらい現状を考えると、医療現場での腰痛の実態は相当深刻であると予想できます。

腰痛対策は、厚生労働省の「職場における腰痛予防対策指針」に詳細がありますが、具体的には重量物を扱う際の作業姿勢など、腰にかかる負担を軽減させる事が中心となります。

留意すべき点としては、上記指針に腰痛の発生要因が述べられていますが、「動作要因」「環境要因」「個人的要因」に加えて「心理・社会的要因＝ストレス」が挙げられている点です。つまりストレスが高い職場では、腰痛の発生リスクもまた高い、ということです。

次回担当回では、医療現場における労災事故の種類と、具体的な防止対策を説明します。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)
外山 博敏

Q. 労働契約法第18条(無期転換ルール)に関し、通算契約期間が5年を超える有期労働契約を締結する際には、労働者に対し無期転換の申込みができることを使用者は説明しなければならないのでしょうか。

A. 労働契約法第18条には、そのような説明をする義務は定められていません。ただし、無期転換申込みの権利の有無をめぐる紛争を回避する観点から、厚生労働省・モデル労働条件通知書においては、「その他」欄に、「労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。」との記述をすることを示しています。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail: iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp